

令和 2 年 第 6 回 定 例 会 議 録

招 集 年 月 日	令和2年6月10日（水曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	6月10日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	6月10日 14時56分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員		
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員	10	名 嘉 實 議員		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 事 金城 成 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島袋 秀幸 君	副 村 長	名城 政英 君
	教 育 長	宮里 徳成 君	総務課長	宮城 弘和 君
	福祉課長	新城 米広 君	住民課長	平敷 兼清 君
	農林水産課長	西江 忍 君	農林水産課参事	玉城 正朝 君
	政策調整室長	内間 常喜 君	商工観光課長	島袋 英樹 君
	教育行政課長	万寿 祥久 君	医療保健課長	山城 直也 君
	建設課長	知念 利次 君	公営企業課長	亀里 裕治 君
	農業委員会事務局長	大城 篤 君	総務課長補佐	富山 維佐子 君
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第6回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月10日（水）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（8番 島袋義範・9番 内田竹保）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5		一般質問（4名）
第6	報告第4号	令和2年度伊江村人材育成会の業務報告について
第7	報告第5号	令和元年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第8	議案第45号	特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について
第9	議案第46号	伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第47号	伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第48号	伊江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第49号	団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事（R2）その1の請負契約について
第13	議案第50号	伊江村堆肥センターホイールローダ購入の契約について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和2年第6回伊江村議会定例会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 島袋義範議員、9番 内田竹保議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、2日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのおり提出されております。

次に、私の主な出張等について、報告します。

5月15日、新型コロナウイルスに対する支援策第5項目をまとめ、全議員連名により、要請書を村長へ提出しました。

6月4日、北部振興会、令和元年度監査及び北部市町村議会議長会、令和2年度第1回理事会・定例総会が北部会館で開催され出席しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。

村長から行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

令和2年第6回伊江村議会定例会を招集しましたところ、9人の議員の皆様にご出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

それでは行政報告を申し上げます。

1点目、「伊江島の村踊」関東公演の中止について、御報告を申し上げます。関東伊江島の城会の結成30周年を記念して、今年の10月25日に横浜市鶴見区で開催を予定をしていました。伊江島の村踊・関東公演については、去る5月29日に開催をされました令和2年度伊江村民俗芸能保存会の役員会において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、公演を中止することが決まっております。なお、令和2年度の村民俗芸能発表については、村民俗芸能保存会において8月ごろに新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて開催について検討し、方針を決定することも併せて決定をされております。

2点目に国の特別定額給付金事業の給付状況についてでございます。給付対象者1人に付き10万円が給付される国の特別定額給付金の給付状況は、議員の皆さんに配付した資料のとおり、6月5日現在で、申請率97.2%、6月15日まで振り込み予定で給付率98.0%となっております。なお、給付申請は8月14日までとなっておりますが、未申請の方々にできるだけ早く申請をしていただくよう、今後働きかけを行ってまいりたいと思います。

3点目、村の船舶運航事業、村営フェリーの夏期運航について、報告を申し上げます。7月21日から8月31日までの夏期運航については、今年は新型コロナウイルスの影響等を勘案し、これまでの夏期運航の5航海から4航海に減便し、運航時間については、皆さんに配付した資料のとおりでありますので、後ほど御確

認をお願いをしたいと思います。

最後に建設事業の執行状況の報告についてでございます。令和2年5月臨時会以降の建設事業の執行状況は、配付した資料のとおり、委託業務6件、備品購入5件、工事2件、合計13件を執行いたしましたので、報告をさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 島袋義範議員の登壇を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

一般質問を行います。新型コロナウイルス感染症による損失の村民支援について、お伺いいたします。

今年3月頃から全国的に拡散した新型コロナウイルス感染症は「私権制限を伴う緊急事態宣言」が4月7日に発動され、全ての経済活動がストップし、これまでにない大きな打撃を受けました。

ようやく5月25日に全面解除宣言されたものの、まだまだ安心できない状況が続き、経済回復も先行き不透明であります。

村議会においては、全議員連名による今定例会に向けた、各種支援策を講ずるよう、村長に要請書を提出いたしました。それを受け、先に行われました予算説明会においては、今議会に提案される補正予算での支援内容が示されましたが、それなりに評価はするものの、まだまだ不十分だと考えております。さらなる支援の追加を望みます。

そこで視点を変えて、私は今村民の大きな負担となっている国民健康保険税を一定額減免することはできないか。お伺いしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

島袋義範議員の「新型コロナウイルス感染症による損失の村民支援について」の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスが世界的に猛威をふるい、今年1月に国内初の感染者が出て以降、急速に感染拡大が進み、政府においては4月7日に7都府県、16日に全国を対象に「緊急事態宣言」を発出しました。

その後、様々な感染防止対策が功を奏し、5月14日に宣言解除がなされたものの「不要不急の渡航・外出自粛」等の影響で県経済への損失はもちろん、村民生活や村内経済への打撃も甚大なものがあります。

村といたしましては、まず、新型コロナウイルス感染症対策事業として、去る5月の臨時会において補正予算第1号を編成し、感染拡大防止策をはじめ、特別定額給付金、商工観光分野への支援策等を実施しております。また、今回の補正予算第2号においては、農林水産業や教育・福祉分野に国等の補助事業も活用しながら、地域経済や住民生活の再生に向け幅広く支援していくこととしております。

伊江村議会におかれては、先月15日に、新型コロナウイルスの早期収束による平穏な生活を取り戻すことと、村民の生活安定を願うべく、5つの項目に21の具体的要請がなされました。

要請内容については、広範、多岐にわたることから、既に予算確保した事業で執行可能なもの、今議会で補正予算を計上する事業、今後、検討する事業などに分類し、住民生活に的確に万遍なく行き届くよう事業構築に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議員御質問の「村民の大きな負担となっている国民健康保険税を一定額免除すること」についてお答えいたします。

国民健康保険事業は、独立採算の事業運営を原則としておりますが、本村は赤字補填による法定外繰入を継続的に行うことで、保険税率を据置き、実質的に被保険者の負担軽減を図っているところであります。このような状況下の中、議員お説の村独自で保険税を一定額免除することは、さらなる法定外繰入金が増額が懸念されるため、現在のところは考えておりませんが、今般、国からの通知に基づき「新型コロナウイルス感染症に伴う伊江村国民健康保険税の減免に関する要綱」を制定し、感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者の保険料の減免措置を実施いたします。

減免対象者や減免額については、諸要件はあるものの、7月に発布される令和2年度の保険税及び令和元年度の第5期分の納付済みの保険税も遡って対象とし、また、減免を実施した保険税については、その全額について財政支援措置があります。本制度を積極的に活用し、被保険者の負担軽減を図りつつ、国保財政の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

先ほどの村長の答弁では、法定外繰入をこれまでずっと継続して実施しているということから、今回においてもすぐ減免することは考えていないという答弁でございました。今の国からの報告を資料を私にもらいました。減免申請が出ておりますけれども、いずれにしてもいずれかの減少額、所得が減少した人が対象になるということしか書いてないんです。この所得の減少を正確に言える人が幾ら、皆さんに説明ができる人がいくらいるかなんです。

ですから例えば年寄りだったら、前年度の所得は幾ら、今年幾らと、そういうのが幾ら低くなったということちゃんと説明できなければ対象にならないということになるわけです。そういうことが村民のいくら、何割の人が現実に正確に対象になる程度の減免だということが言えるかどうかかなんです。健康保険税の対象世帯は、聞いてみますと1,104世帯、それでそれに係る人間が1,923人らしいです。その人たち全員に同じく等しく、例えば今は計算上は2世帯当たり12万5,652円、1人当たり7万2,000円です。1人当たり2万円とか、3万円とか、全世帯が恩恵を等しく受けるように減額したらどうかと。必ずしもこれに沿って、所得が減ったとか何とかを証明しなければできないというのであれば、所得を証明できなければ、この恩恵に当たらないということかと。今等しくコロナの感染症によつての損失は、誰もが受けていると私は思うんです。そういうことからいっても、ぜひ何かそういう一定額、全員同じく等しく、定額というともた等しくならないと思いますけれども、何割か、3割とか、4割とか、5割とか、そういうことで全員がその恩恵を受けられるようにしてほしいと私は思うんですけれども、村長はどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

先ほどの答弁書でもありましたが、これまでも法定外、その他繰入金を繰入れをして負担軽減を図っている。私は最初の答弁では申し上げておりませんが、新型コロナウイルスの影響による一定額の免除という部分は、現段階では厳しいということで7月に、要するに令和2年度の本算定が始まります。その中で被保険者世帯、そして所得、前年度の所得、そして固定資産の4つの項目から保険税を算定をして、そのときにこの現在の世帯、保険税の村民、被保険者に対する保険税の状況を見ながら、一般会計の繰入れも考えながら負担軽減を図っていくというような、最初の答弁では申し上げておりませんが、大体その趣旨としては、先

ほど島袋議員がおっしゃったように、1万円か2万円を、一律減額したらどうですかと思っておりますが、令和2年度、1人当たり平成30年度も資料をおあげしておりますが、伊江村は1世帯当たりでは12万7,000円で、被保険者では7万1,000円ということになって、世帯割では、沖縄県の11位、被保険者では15位ということで、標準より上のほうにありますけれども、平成30年度も4,000万円の繰入れをして、そういう位置にあるわけですから、4,000万円入れないということになりますと、大体世帯割で16万円超えます。被保険者の均等割では9万円超えて、上位3位ぐらいに入るわけですから、だからそういうような中で高いという認識は、同じ認識でございます。そういうことでこのコロナの影響が一番、国保に入っている人が多いわけです。農業、漁業、商工業もそうだと思いますが、そういう認識は一緒ですが、私が申し上げたいのは、いずれにしても、国民健康保険税というのは、事業というのは独立採算を基本としていますから、そういうコロナの部分の影響による部分ではなくて、当面は国が示したそういう所得が減った方々の減免申請を受けながら、7月の本算定のときに、しっかりと計算をして、そういう状況があれば、一般会計を入れて、負担軽減を図っていききたいという感じです。決して、そういう負担軽減についてはやりませんということではありませんが、現時点ではコロナの影響ということで、一定額をすぐに減ずるような支援策はなかなか厳しいので、7月まで令和2年の国民健康保険税の賦課状況を見ながら検討をしていきたいというのが、今現在の考え方であります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今の国民健康保険税の村民の負担というのは大きいというのは、村長もお分かりだと思います。それでこれまでに村が国保会計に繰り出して税金を抑えているということについては、評価もするわけですが、今年度に限っては、そういうこれまでに未曾有の出来事なんです。村民全体が委縮して経済が動かないと。このような時期にあって、一時的なこと。これ長く続いては困るんだけど、1、2年では収まるかと思いませんけれども、そういう未曾有の一時的な負担、経済的な村民の負担なので、これまで同様の考え方ではいけないんじゃないかということなんです。

そして農業についても第一次補正、第二次補正、1号補正、2号補正についても、これからする2号補正についても、いろんな方策が計上されているのは知ってはいますけれども、私は財政調整基金の状況を調べてみたんです。この31年度、令和元年の最初の19億円余りあります。コロナの1号補正、2号補正で大体、当初と入れて5億4,000万円ぐらい崩しております。今あるのはそれでも14億5,000万円という積立金が、財政調整基金があるわけです。こんなにどこの市町村もありませんよ。これは市町村概要でしか見ないけれども、普通の市町村でしたら平均で11億円、10億円それぐらいです。伊江村はこの積立金が多いんです。これは皆さんがこれまで補助事業についても、裏負担をなるべく少なくするように御努力いただいたから、積立金もできているので、これは評価するし、それだけの積立金をこれまでしていただいたというのは評価します。そういうときに、先ほども言ったけど未曾有の出来事であるときに、積立金を減らしてでも、大きな事業に対して、今後の経済に対して積立てするわけだから、これまでの積立金、野球場とか、総合施設についても、相当裏負担、積立金が少なくなると言われたんだけど、それほどでもなかったんです。今回の大型事業である畜産事業についても、皆さんが知恵を出していただいて、思うよりは裏負担が少ないかもしれない。裏負担をするために、積立てをしているというのはわかります。だけど今回はそういう状況ですよ、村長と。

だから、積立金があんなにあるんだから、放出をして村民のためにこの際、出していいんじゃないかと私は主張するわけです。昔の言葉に「ジンネー、タメールムノウアランドー」と、「子や孫にチカティル、値打ちアンドー」と。この言葉が今、村民に対する行政のやるべき仕事だと私は思っています。村長、どうで

すか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

私も基金が多ければ多いほどいいというような考え方はありませんし、この今、財調の話ですよ。財調については、あまり多く持たなくて、村民に還元をしていきなさいというのは、お互いの行政運営している中の一つの基本的な考え方だと思っております。

そして今回、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策などもありますし、経済活動が実質、自粛を余儀なくされて非常にいろんな方に影響が出ている。そして経済も停滞しているということで、いろんな手段を講じて支援をしていきたいという考え方は、議員と全く同じ考え方です。先ほどまた議員からありましたが、議員も役場においてそういう財政的な仕事もされておりますので、いろんな積極的なそういう施策の推進と、なおかつ基金と財政比率を守りながら、行政運営をしていくという基本的な考え方は一緒だと思っております。そういうことで、国保については、国民健康保険事業の制度の中で、しっかりと被保険者の軽減策を図っていききたいと思っております。先ほども申し上げましたように7月の本算定の中で、その状況を見ながら法定外、その他繰入金繰入れの金額等を見ながら軽減策について、しっかりやっていきたいと思っております。そして基金につきましては、今は14億円ぐらいある予定なんですけど、コロナが第1波で収束すればいいわけですが、なかなか皆さんも同じように、第2波、第3波という部分の想定される中では、ある程度今回の支援策の中で財調の残高も考えながら、万が一、第2波、第3波になったときに、そこに支援していく余力を残しておきたいというのも本音でございます。そういうことで14億円ぐらいありますし、今年も当初予算額が74億円を超えて、今回5億円ぐらい繰り入れをしております。

来年度も継続事業を含めて多分70億円を超えとなれば、また5億円ぐらいの基金繰入金が必要でありますので、そういうふうになると、10億円を切る可能性もありますし、そういう将来的な事業の運営と、新型コロナウイルス感染症の状況、第2波、第3波を考えたときに、現在のところはそういうことで14億円ぐらいの財調の残高は確保はしておきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、あらゆる手段を講じて損失を受けた方、あるいは生活支援、あるいは経済の活性化に向けて、村としても一生懸命いろんな支援をしていきたいというのは、議員と全く同じ考え方でございます。今回の質問の趣旨におきましては、7月の本算定のときに、しっかりとこの状況を見守りながら必要に応じて支援ができるようにしていきたいという考え方でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

いろいろあるわけですが、第2波、第3波の心配もしないといかんということは、私も承知しているつもりでございます。これまで農林水産業はじめ、商工業、そしていろんな皆さんへの支援を少しずつやってきたわけですが、これまで以上にまた支援を考えていただいて、あらゆるどういうふうにすればこの恩恵を、減っているけど表に出ていない方々、底辺の皆さんのことを一番に考えてほしいと思います。自分で何でもできる方々は何でもないんです。自分でもらえるのはもらう。そういうことができなくて苦しんでいるけれども、ちゃんとした手続ができないがゆえに、恩恵にあずからないという人がいるということも、村長としては頭に置いていただいて、例えば村民全体、一様に平均にするんだとしたら、そういう皆さんも全部恩恵を受けるんだけれども、それができない皆さんもいらっしゃるわけですから、その辺を勘案して、考えていただきたいと思っております。ぜひ7月の国保税の算定のときにも、私の今申し上げていることも念頭に

置かれて、ぜひ多くの皆さんがその恩恵にあずかるようにしていただきたいと希望し、私の一般質問を終わりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

今回のコロナウイルスの支援だけではなくて、村が今後推進する施策については、島袋議員からありました考え方をしっかり、私だけではなく職員がちゃんと心にとどめて、そういう業務、事業運営をするように、今後も指導をしていきたいと思っております。

国保の加入者は先ほども申し上げましたが、第1次産業、農業、漁業、そして商工業の皆さんが加入している。そういう国民皆保険制度の最後の砦と言われる皆さんが加入しておりまして、そういう社会の経済情勢に非常に影響を受けやすい方々が加入しているということもしっかりと認識をしながら、議員がおっしゃるとおり、高齢者とか、社会的な皆さんがこう取り残されないような一般、万遍なく支援できるような態勢でやってほしいということですから、今後そういうことで心がけて、しっかりやっていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

次に11番 亀里敏郎議員の登壇を許します。11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

一般質問に入る前に、少しでもコメントをさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本村においても経済的にダメージを受けていることに鑑み、先ほど島袋義範議員の一般質問や村長の答弁にもありましたが、伊江村議会としても去る5月15日に島袋秀幸村長に、1. 医療体制の維持・確保及び早期検査、2. 緊急経済対策、3. 教育支援、4. その他の支援、5. 収束後の観光誘客への対策についてを要請いたしましたところ、早速、本定例会において予算計上されていて、安堵をし評価するところではございます。今後ともどうかコロナに関しましては、アンテナを高く掲げていただきまして、適切な対応されることを望みます。よろしく申し上げます。

それでは通告に基づきまして1件の一般質問を行います。

件名1. 伊江村青少年旅行村リニューアル基本構想（将来計画）に障がい者エリア（区域）などを設けるなどのバリアフリー化の充実についてを問いたいと思っております。

要旨としまして、伊江村青少年旅行村は、施設等の老朽化や自然環境への対応などが課題となっていることから、この度、リニューアル基本構想が策定されたことは、時宜を得たもので、観光立村を標榜する本村を県内外に自信をもってアピールできると確信をするところでございます。

この度の基本構想は、将来を展望しなお一層の拡充を図る上から、障がい者や高齢者にも配慮したリニューアルが重要だと考えるところでございます。そこで、障がい者エリア（区域）等を設けるなどのバリアフリーの充実について盛り込むことはできないかを問いたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

亀里敏郎議員の「伊江村青少年旅行村リニューアル基本構想（将来計画）に障がい者エリア（区域）等を設けるなどのバリアフリー化の充実について問う」の御質問にお答えいたします。

伊江村青少年旅行村は、海水浴やキャンプなどの自然体験が楽しめる観光地ではありますが、議員御指摘の

とおり施設等の老朽化や自然環境への対応などが課題となっていたことから、令和元年度にキャンプ場の充実や伊江ビーチの海水浴区域の安全性及び快適性を高める対策等について、利用者及び今後対応すべきニーズを分析し、青少年旅行村の機能向上の基本的な方向性を定めることを目的とした伊江村青少年旅行村リニューアル基本構想を策定をしたところであります。今年度では、リニューアル構想に基づいて、各エリアの各機能、規模について具体化を行い、事業化に向けた基本計画を策定する予定でございます。

議員御質問の、障がい者エリア等を設けるなどのバリアフリーの充実については、昨年度の基本構想策定業務において民泊関係者へのヒアリング時や伊江村観光振興推進協議会の委員より、高齢者、身障者用の駐車場等の整備を求める意見がございました。よって、リニューアル基本計画には、それらを盛り込むことを検討してまいります。

村としては、誰もが安心して安全に楽しめるやさしい観光地形成に向けて、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

大変、前向きな御答弁で基本構想から基本計画へ一歩進むということで、大変喜んでいるところでございますが、このバリアフリー化の充実を図るために、2、3議論を進めさせていただきたいと思っております。平成18年に高齢者、障がい者などの移動の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー新法が執行されております。これ御承知のとおりだと思います。釈迦に説法となりまして、誠に恐縮ではございますが、まずは基本的にバリアフリーとは、沖縄県の観光バリアフリー対応マニュアルに、こう書いてあります。高齢者や障がい者などにとっての障害（バリア）となるものを取り除くといった考え方を指しております。明記されています。

平成31年度の沖縄バリアフリー推進業務実績報告書の実施結果を一部抜粋して紹介いたしますと、高齢者の来沖者数は、平成31年、昨年度に引き続き顕著に増加して194万人、これは前年比プラス約3万人らしいです。それから沖縄美ら海水族館に訪れた、障がい者数も引き続き増加、2万7,688人で、前年比プラス1,000人となっております。

そして平成30年のデータなんですけれども、これ現在どうなっているかわかりませんが、全国での障害者手帳所持者は479万2,000人だそうです。そのうち65歳以上の高齢者が280万7,000人おられるようでございます。そして平成30年、去年の沖縄観光バリアフリー推進業務報告書というのがありますけど、それを見ますと、紹介しますと沖縄県への来訪者について、これはあくまでも障がい者、高齢者、沖縄県への来訪回数は1回が38.8%と最も多く、全体の6割程度がリピーターとなっております。また、来訪した地域は、那覇市や本部半島が多く、首里城や沖縄美ら海水族館への来訪が多いことが考えられる。

一方で、離島地域への来訪が少なく、離島地域の受け入れ態勢の強化、ピーアールが今後の課題であると、報告書は言っています。ちなみに平成31年に那覇市に来た方が71.2%になります。そして本部半島、すぐ隣りですよ。そこが43.9%、そして久米島以外の本島周辺の離島は、わずか6.1%なんです。そして北部海岸に来たのが6.1%、そしてこの伊是名、伊平屋、伊江島等にこの報告書には全く記載されていないほど、少ないということなんでしょう。そこで村長の今後の施策として聞きたいですけど、こういうこれだけの障がい者、高齢者がこれからも観光に訪れるわけだから、こういう目と鼻の先にあるところに来る方を伊江島に誘致しないということは、私はどうも考えられないですけど、要するに今の伊江村の観光施設にバリアフリーというのが、まだ進んでいないのではないかという感もいたしますけれども、そこでいま一度、答弁書にも計画を策定するとありますけど、もう一度決意といいますか。前向きな御答弁をいただければと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島 袋 英 樹 君

ただいまの亀里議員の御質問に、私のほうから答えられる範囲で答えたいと思います。議員おっしゃるように、バリアフリー新法が制定されたのち、平成19年から沖縄県においても、観光バリアフリー宣言というのが出されまして、県のほうでも、そういった形での観光バリアフリーの推進での業務を行って、その成果というのが今、議員のほうからもお話がございました。

村といたしましても、今回の旅行村の老朽化、そういったものの今後の将来に向けた旅行村のリニューアルについての概略的な部分についての業務を昨年度行いまして、その中でこの報告書の中では具体的な明記はされておきませんが、駐車場につきましての整備の要望の声というのはございますし、そもそものこのバリアフリー化の考え方というのは、障がい者、高齢者の方も健常者の方と子どもバリア、等しく平等に何の不自由もなくできるエリアを、最初から基本的な考えの下でやって、推進して考えていきたいと思いますというものでございます。よって基本計画におきましては、その辺のものを盛り込んで、きめ細かく盛り込んだ形で、キャンプ場、もしくは海浜、そういったところのものを楽しめるようなものを取り入れた形での計画に持っていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

バリアフリー基本構想といいますのは、宮古島市で策定されたのが、沖縄県で初めてです。そして次に令和2年にやったのが那覇市で、那覇市バリアフリー基本構想というのを策定しております。そして宮古島市のバリアフリーの基本構想位置づけとして、決して2、3年ですぐやるんじゃなくて、実現できるものではないので、多岐にわたっていますので、決して建物だけではなくて、またこの浜辺だけでなく、いろいろとあって、だから宮古島市としては、バリアフリー基本構想の位置づけとしましては、本構図目標年次は、平成35年基本構想を25年に策定していますから、10年間ほどこれを完成させようというようでございます。

そして市長のコメントで、私大変気に入っているんですけど、下地市長のコメントが書いてあります。「今後この基本構想に沿って、重点整備地区のみならず、海浜など、すぐれた観光地と一体となったバリアフリー化を促進し、市民誰もが安心して移動可能なまちづくりを進めていきます」という強いコメントをされているようでございます。

そして那覇市も、この基本構想では、いろいろとありまして、まずは1番目に、重点整備地区を設けるらしいです。そして次に生活関連施設（案）ですけれども、これについてもバリアフリーしていこうと。そして次に、特定事業をつくろうと、このバリアフリーに関する。そして想定される特定事業のメニューをさらに比較していこうと。そして道路特定事業といろいろと多岐にわたってやっていきます。そこでコメント、大変気に入っているんですけど、「バリアフリー基本構想とは、高齢者、障がい者などの移動などの円滑な促進に関する法律（以下、「バリアフリー法に基づく構想」）であり、旅客施設を中心とした重点整備地区（高齢者、障がい者等が利用する施設）が集まった地区における整備や事業計画をとりまとめた」となっています。先ほど、課長のおっしゃったそのもの、そのとおりです。

だから決して、一つだけではなくて、多岐にわたるものです。恐らく時間はかかるでしょう。だからといって放置することはできません。そこで私が聞きたいのは、ぜひやっていただきたいんですが、伊江村としては、那覇市や宮古島市がやっているこのバリアフリー基本構想というのが、この計画と同時並行して進めれば、いかがなものかと思うんですけども、村長いかがでしょうか。このバリアフリー基本構想という

ものを一緒に並行に進めることはできませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

先ほどの質問でもお答えをしていこうと思っておりましたが、今回はこの旅行村のリニューアル基本構想の中で、まずはバリアフリーの視点から、整備できないというような質問の趣旨だと思っておりますが、これまでもこのバリアフリーという部分が出てきてから、伊江村においても各観光地、あるいは公共施設の中でもそういう視点はずっと持ちつつ整備をしてきたという思いがあります。湧出の展望台でもスロープを設置しまして、身障者の皆さん、車椅子でも展望台に行って、湧出の景観が見れるような、そういう整備もしてきました。いろんな公共施設の中でも基本は、このバリアフリーというと、車椅子という部分で限定されるかもわかりませんが、そういうことを念頭に各村の公共施設、観光地においては、今後整備の中ではそういうのを抜きにしては整備はできないというような考え方が1点でございます。その先駆けとして、今回リニューアル基本構想、あるいは基本計画、その後実施計画という中で、しっかりと身障者、高齢者の皆さんも呼び込める、あるいは来て活用できるような、そういうような計画にしてほしいということでございますので、旅行村のリニューアル基本計画の中でしっかりと議論をしながら、ただいまの質問の趣旨でありましたバリアフリーの基本構想については、また全体的な話、公共施設、海浜、あるいはいろんなところ、地域全体としての活用するところもありますから、これはあくまでもそういう福祉的な考え方で臨まないといけないと思っております。また担当する課も当然違いますので、今後、リニューアル基本構想は、商工観光課の中でしっかりとやっていながら、全体的なバリアフリーの基本構想、あるいは基本計画ですか。その辺については、福祉課の中で今後、取組ができるように、先進地もありますから、宮古島市、那覇市とか、既に策定されているところもありますので、そこをしっかりと調査をさせながら、お互い役場全体で勉強しながら、そういう部分を策定に向けて、取り組んでいきたいと思っております。そういう中では委員会も必要だと思っております。関係者の皆さん、あるいは議会からの代表者も参加していただいて、村全体、伊江島全体がバリアフリーされた島ということで内外にピーアールをしまして、観光誘客だけではなくて、村に住んでいる皆さんの利便性も高めるような計画を、みんな一緒になって、議会もはじめ各団体あるいは村民も一緒になって、そういうような方向性で、そういう基本計画が策定されるような環境づくり、主体的に村として、その辺の方向に向けて今後取り組んでいければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

村長より車椅子の件も言いました。確かに車椅子でもいろいろとあります。10種類ぐらいあります。そこでこのバリアフリーするには、やはり費用がかかるということで、気になったものですから、沖縄県のスポーツ観光課の外間さんという女の人ですけど、那覇市の資金については、これについてはどう考えていますかと。今言う一括交付金、来年ですが、これが国からオーケーが出たらいいです。これで対応できるということでオーケーもらって、この事業を進めていきますと明言しています。

そこで課長に申し上げたいんですけども、課長は今先ほどの特にビーチ関係、マリンレジャー関係で先進地として、豊見城市の豊崎美らSUNビーチがあります。すごい進んでいます。

それから南城市の玉城、百名の新原ビーチ、そこの2つのビーチは大変バリアフリー、今沖縄県で一番、先進地といっても過言ではないと思っておりますけれども、ぜひ一度見てくることは考えていませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島袋英樹君

議員おっしゃるように、豊崎美らSUNビーチにつきましては、調べて本当に高齢者や障がい者の方でも楽しめる海浜のマリンレジャー、そういう事業メニュー、そのまた動線についても、すばらしく整って整備されて、運営されているなというのが分かっておりましたが、おっしゃった百名ビーチですか。新原ビーチですか。そこはすみません、存じ上げてなくて、わからなかったものですから、ぜひそうですね。調査といいますか。視察、その辺の部分を今回の基本計画の中に、業務の中の一環として、取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 亀里敏郎議員。

○ 11番 亀 里 敏 郎 議員

行ってみて、百聞は一見にしかずのようですから、よろしくをお願いします。

最後に村長、ぜひやはりこれからの時代というのは、健常者だけの観光だけではなくて、そういう身体的な障害を持つ、私も76歳になりまして、高齢者にも優しい観光地を作ろうじゃありませんか。最後に見解をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

伊江村には人工透析施設も整備をしておりますが、この人工透析施設も、まずは村民のそういう人工透析を受けられる方のためという部分もありましたが、その中ではやはり観光透析、あるいは帰省透析という部分で10床のところを11床にしたという経緯がありました。その人工透析施設の整備をする中でも、そういうような視点はずっと以前、大城村長のときからお互いはそういう考え方を堅持しながら、施設整備をやっていききたいというように思っておりました。また多くのところから、伊江島は離島ですから、伊江島全体をバリアフリー化した観光の島としての部分を整備をして、もっと売り出せば、多くの皆さんが伊江島に来るのではないかというような話もずっと以前からありました。そういうことで、今回の亀里議員の一般質問も踏まえまして、若干時間もかかりますし、経費もかかりますし、なおかつ村民全体の皆さんのコンセンサスが非常に必要だと思っておりますので、多少時間はかかるかと思いますが、伊江村全体をバリアフリー化したそういう観光、社会的に身障者と高齢者の皆さんが伊江島に行ってみたいと思えるような、そういうバリアフリー化した伊江島というようなことを皆さんとともに、今後検討しながら、そういう島にできるような感じの構想づくり、計画づくりに議会の意見も取り入れながら、しっかりと推進していければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで11番 亀里敏郎議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻10時58分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

次に、2番 並里晴男議員の登壇を許します。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

通告に基づきまして、1件の一般質問を行います。

1. 村の経済活動再開に向けた取組について伺う。

沖縄県の新型コロナウイルス感染者は、5月31日現在で142人、新たな感染者は31日間連続で確認されて

いない状況にあります。1月に国内発生事例が確認されたことに伴い、村においては2月28日に対策本部を設置し、村民の生命と健康を守るために、様々な感染症対策に取り組み、その成果により本村での感染症はありませんでした。本村の感染症対策を高く評価できることと考えます。

しかしながら、日本全国同様、感染症の影響に伴う村の経済的損失も大きく、村の観光産業をはじめ、各産業に多額の損失を与えています。

村ではその対策に向けた緊急支援事業として、5月から国の予算による村民一律10万円の給付金をはじめ、村単独予算を含め観光産業を主体とした事業者、教育関連、福祉関連への支援事業に取り組み、さらに各団体からの要請事項に対応するため、あらたな国の臨時交付金を盛り込んだ増額補正を本定例会に上程していることと思います。

このように、村も様々な緊急支援事業に取り組んでいますが、今後本土からの民泊事業や観光客の誘客は厳しいことが予想され、村の観光産業に大きな経済損失となり、民泊事業者や農林水産業・その他産業の経済損失額は相当額と思慮され、村の経済回復は長期間を要すると考えられます。

つきましては、村の経済対策は喫緊の課題であり経済活動の再開を村民一丸となり取り組むべきだと考えます。そこで、村内の経済需要を高めるために公共工事の早期発注を希望しますが、今後どのような経済対策を考えているか村長の所見をお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

並里晴男議員の「村の経済活動再開に向けた取り組みについて何う」にお答えをいたします。

議員お説のとおり、村においては2月28日に新型インフルエンザ等感染症対策本部を設置し、まずは「村民の生命と健康を守ることを第一に」ほとんどのイベントや行事において中止あるいは延期を余儀なくされ「不要不急の外出自粛でウイルスを村内に入れない」という認識の下、感染拡大防止を強力に取り組んでまいりました。

また、去る5月の臨時会においては補正予算第1号を編成し、感染拡大防止策をはじめ、特別定額給付金、商工観光分野への支援策等を実施しております。

続く今議会においては補正予算第2号の中で、農林水産業や教育・福祉分野に国等の補助事業も活用しながら、地域経済や住民生活の再生に向け、幅広く支援していくこととしております。

伊江村議会におかれては、先月15日に、新型コロナウイルスの早期収束による平穏な生活を取り戻すことと、村民の生活安定を願うべく、5つの項目に21の具体的要請がなされたところであります。

要請内容については、広範、多岐にわたることから、既に予算確保した事業で執行可能なもの、今議会で補正予算を計上する事業、今後、検討する事業などに分類し、住民生活に的確に万遍なく行き届くよう事業構築に取り組んでまいります。

それでは、議員御質問の「村内の経済需要を高めるために公共工事の早期発注を希望しますが、今後どのような経済対策を考えているか」について、お答えいたします。

議員御存じのとおり、令和2年度伊江村一般会計予算は、農林水産業費や福祉費などで投資的経費が高い伸びを示し、対前年度比約16億円増の74億7,006万円となり、当初予算としては例年にない規模となりました。

村においての公共工事の発注については、建設課を中心に年度当初から発注見通しを作成し各課横断的に情報交換を図りつつ、計画的な発注と事業の平準化に取り組んできたところであります。

併せて、既に予算確保した新型コロナウイルス感染症対策事業をはじめ、今議会で補正計上しました農林

水産業や教育・福祉分野等への支援策、今後、検討する「地域経済の回復に向けた消費喚起事業」等、停滞した村内経済に好循環をもたらすような、柔軟で的確な取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

今回、新型コロナウイルス感染症の影響による経済損失につきまして、現在沖縄県ではまだ感染症は出ていない状況の中で、今後求められるのはやはり経済対策という沖縄県においても、そういう対策を重視していくような考え方になっているのかと思ひまして私も質問をしているわけです。まずは本土からの誘客というのは、今のところなかなか求められない状況の中で、今後村としても県外からの観光客、民泊、そのような予定はなかなか厳しいということが聞こえてきます。令和2年度の現在におきまして、村内の経済需要を高める必要性から一般質問をしていますが、まずは令和2年度の公共工事の発注見通しの調書をいただきまして、その見通しにつきましては34件ぐらいの工事の執行予定があるわけですが、その中の約17件、半分ですね。ちょうど半分が第1四半期に一応、発注予定ということの計画はされています。しかしながら、この計画発注ももう一度見直しするようなことも聞いていますが、大型の発注見通しが予定されています。その見通しについて少しお聞きしたいんですが、この今後の発注見通しの目標というか、パーセント的に幾らぐらいあるか、御答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

発注見通し、これは年度当初に各課、主管課のほうから取り寄せて、建設課のほうでとりまとめて公表しております。今年度の工事発注見通しは34件、当初予定しております。しかし、1件に関しましては、建築と一緒に発注することになりましたので、トータル、合計33件の発注の予定でございます。現在6月10日現在で3件発注しております。1件は別に繰越工事も発注しておりますので、合計4件発注しております。それと第1四半期で、残り12件、あと6月末で12件の発注予定をしておりますので、合計15件となりますので、全体で47%の第1四半期発注予定です。

それと第2四半期で10件予定しておりますので、第2四半期で30%、トータル77%の第2四半期までの発注予定です。残りは第3四半期、第4四半期で発注する予定です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

初めの段階で、約50%近く予定はされていますが、本当にそのようにして、各主管課の課長の皆さんもぜひ、この発注計画につきましては考えていただいて、建設課と協議しながら考えていただいて、頑張っていっていただきたいと思ひます。やはり本村の場合は、村単独事業よりは補助事業が多いことから、特に補助事業との調整を要するものが多々あると思ひます。それはその補助事業のこの事業先と、早めに協議をしていかないと、それは遅れるような要因になりますから、ぜひ各主管課の課長の皆さんは、それぞれの部署、施設につきましては、早めに検討していつて対応していただきたいと思ひます。

それからこの発注見通しは、村の発注見通しでありますので、県発注のかんがい施設等の整備事業もあると思ひますが、県のほうにおきまして、かんがい排水事業などの今の現在の執行、あるいは計画について、分かる範囲で答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 玉城正朝君。

○ 農林水産課参事 玉城正朝君

県営の事業で、令和2年度の発注予定が7月から9月の間に発注ということで、総合評価3件、一般競争入札が1件を今、県は予定しています。現在、村内で県かんがい排水事業の工事が行われていると思うんですが、その部分は前年の繰越工事が今、長引いておりまして、大体伊江東部が4工区が10月までかかっております。西唐小堀が12月24日と、最大でありまして、前年度も繰越工事が落ち着き次第、県営のほうも発注していくということです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

県の発注の方式は総合評価の入札を前提としていますので、村内の業者ももちろんこれに参加できるわけなんですが、その総合評価の内容につきましては、例えば点数制度になりますから、いろんなボランティアの状況とか点数、それから最近、聞いたことによりますと、何か講習会を受けて、それも点数に関わるようなことも聞きましたので、ぜひそういった内容につきましては、村としても振興センターのほうに情報等を聞いていただいて、そういった総合評価の点数制度のものを勉強して、それは業者が分かることにはなっているとは思いますが、そこは行政としても村としても、ぜひそういった調査をしていただいて、村内の建設業者とも参加できるように勉強していただきたいんですが、そこら辺いかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 玉城正朝君。

○ 農林水産課参事 玉城正朝君

総合評価の点数に関しても、県から聞き取りをしながら進めていきたいと思います。県から聞いている部分では、やはり村内業者を優先的に地元なので、取ってほしいという観点もあるということで、地元点ということで、その部分も加味しながら入札のほうも進めているということです。自分たちもまたそれ以外のことも勉強しながら進めていきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

先ほどの件の繰越しをされた工事で、村外業者が受注している状況もありますが、村内の建設業においても、本当はもっと努力をして、しっかり入札に応募していただきたいわけですが、そこら辺は建設業の進出もあるかとは思いますが。村としても、どういう状況だから取れなかったのかということは今後、聞き取りをしていただきたいと思います。

それから県内の建設業協会におきましても、現在、屋部土建の会長の津波さんが会長なんですが、これは新聞社のほうに挨拶に行くと、津波会長も新型コロナウイルスの影響で、観光関連産業の先行きが読めなくなっている。

ホテルやマンションなどの民間工事の減少分を公共工事で補う対策が必要だということと。県や国には、県内企業が担えるよう工期を設定してほしいというようなコメントを、県の建設業協会もそういうコメントを出しています。伊江村の離島としても同じような環境だと思いますから、公共工事でできるだけ村内の経済需要を高めるための施策も必要ではないかと思ひまして、今回質問をしております。

また併せて大型工事や設計業務などの入札に際しても、これまで大体、村外から入札に参加しても日帰りで行っている状況ですが、この際必要に応じて、たまには宿泊していただいて、宿泊ができることに

よって、村内の経済にも少しばかり貢献できるのではないかと、あるいはまたその他のゴルフ施設、それから7月ぐらいに供用開始されるパークゴルフ場の誘因にもなればと思います、そこら方面も加味できるなら加味してほしいと思いますが、いかがですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

並里議員のただいまの質問に答える前に、最初の答弁でちょっと私、間違っ申上げていますから、これから訂正をさせていただきます。

今回の「74億7,006万円」ということで、当初予算として申し上げましたが、「74億7,600万円」ですので、訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、並里議員のただいまの御質問にお答えをさせていただきます。並里議員がおっしゃることは、考え方的に全く、私たちも村も同じでありますし、なおかつほかの議員の皆さん、そして商工会、あるいは観光の皆さんもそういう感じで公共事業の発注に伴って、村の経済観光に大きく寄与できるようになれば一番、効果が出るし、そのほうがよいという考え方でございます。一方ではやはり各建設業者も企業ですので、そういう中で事業を請け負って、その中の利潤と伊江村に貢献すると。その辺の部分をしっかり会社の中でも考えながらこれまでも対応をしてきたと思っておりますし、今後もそういうことだと思っておりますが、今回はコロナによりまして、非常に村の経済の影響が多いので、これまで日帰りで行ってきたところをできれば滞在をして、伊江村の地域経済の活性化に貢献をしていただきたいというようなことは、今後できる限り要請はしていきたいと思っております。それと県工事につきましては、これまでも農林水産振興センターに、地元の発注の地元における工事については、地元の建設会社が多く参加をして、そういう環境整備をずってお願いをしてきて、総合評価3件、一般競争が1件となっております。その辺の要請がなければ、県としてはできるだけ一般方式で入札をやりたいということ、県もそういう地元の要請に応じて総合評価方式で、村の業者が入札にできるような環境整備もしておりますし、村内の業者も一生懸命、そういうことで取り組んでおりますが、並里議員がおっしゃるとおり、去年にかけて村外の業者が県営のかんがい排水事業は受注している状況もあります。県には地元の建設業者の入札参加への環境整備を今後も築き、要請をしていきたいと思っております。そういうことで建設業に伴う、要するに村内の経済の活性化については、今後、村としてもそのような要請も含めまして、対応してまいりたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

今回、村の経済活動再開に向けてということで質問していますので、この公共工事発注につきましては、そのようにして、村も非常に努力をしているということは分かりました。関連しましてやはり初めに質問したとおり、今後本土からの民泊事業や観光客の誘客が厳しい状況の中、今後の村、県内からの誘客等につきまして、早めに検討するべきことではないかと考えているところです。県知事がコメントの中で、6月1日以降、離島市町村の意向も尊重しながら、県民向けに沖縄再発見キャンペーンを早期に実施するという事を表明されていますが、そして6月19日から県外からの観光客に対しても、誘客プロモーションを実施していきたいというようなコメントを出されています。そこで本村としても民泊事業など、長期にわたって、なかなか見込めないことから、県内に向けた取組とかを今後、観光協会と協議していく必要があると思いますが、その協議について、今後の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島袋英樹君

議員おっしゃるとおりでございます。6月1日から県知事によりまして、県内の自粛というのが解かれております。今後、県内の村内への観光誘客についての取組についても、実は先週の6月5日でございます。伊江村観光振興推進協議会の下部組織であります観光部会と民泊部会の合同部会の会を開催いたしました。その中で委員の中からもしかるべき時期が来たら、まずは県内のほうから誘客、セールス、そういった活動をやっていくべきではないのかという意見もございました。これまでも観光協会を中心として県内の小学校へ村も一緒にタイアップをした形で、誘致活動をやっておりますが、今後近いうち行われます観光振興推進協議会、幹事会も含めた協議会の場合でも、そのような形での話の議案の提案をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地政雄君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里晴男議員

今回の新型コロナの影響による経済活動につきましては、村民一丸となって取り組むべきだと思っておりますので、ぜひその他にもいろいろな部分で、村内需要を高めることが必要なことだと思います。私はこの2点ぐらいにお聞きしたわけですが、各主管課の課長の皆さんでできる限りの村内の景気回復に向けた検討、あるいは協議をしていただくよう要望いたします。村長、何か最後に。

○ 議長 渡久地政雄君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

第1回目の答弁でも申し上げましたが、議会も5月15日に伊江村に要請もありまして、基本的に共通的にやはり今回のコロナによって損失を受けた方、あるいは大きな影響を受けたそういう村内の農業、漁業あるいは観光業、商工業界について、一緒になって支援していこうという思いの下に、5月の臨時会では主に観光商工の皆さんに、そういうことで多少でしたが損失補償的な部分を含めて、次に向けて進めていけるような支援をさせていただきました。

6月定例会には、第2弾として農業、漁業あるいはその他畜産、その辺についての支援を今回、計上させていただいております。ぜひ御審議をお願いしたいと思っておりますが、そういう中でありまして、議員がおっしゃったとおり、村の公共事業も大きく、村内の経済の活性化につながると思っておりますので、47%が第1四半期で発注できるような見通しということは、私としては副村長以下、課長の皆さんがその辺を十分認識をして、そういう公共事業の発注に当たっていたという、例年よりも早い発注だという部分の認識ですので、職員においてもその辺の認識の下に事業発注に当たっていると思っております。

そして7月に臨時会をお願いする予定でございます。契約議決もあります。その中でまた国の地方創生臨時交付金の上乗せもありますから、そういう中で全体的な雇用経済対策、あるいは損失的な支援に向けて、しっかりと中で事業を組み込んでやっていきたいと思っております。消費喚起策と書いてありますが、クーポン券とか、商品券とか、そういう中でやっていきますし、また先ほどありました誘客に向けての事業も提案をしていきたいと考えていますから、ぜひ7月の臨時会で審議していただきたいと思っております。いずれにしても、非常に未曾有の社会情勢ですから、村民とともにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。議員の皆さんもよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長 渡久地政雄君

これで2番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

次に、3番 虻江 修議員の登壇を許します。3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻江 修 議員

通告に基づきまして、1件一般質問を行います。

1. 一般社団法人伊江島観光協会に対する補助金交付の廃止について。

当該法人は、平成24年4月1日から事業を開始してから平成31年3月31日までの7年間で、平成30年10月には第10回観光庁長官表彰を受賞するまでになりました。この実績は高く評価されるべきものだと私も認識しております。

事業開始からの7年間で蓄積された伊江島観光協会の財産は法人会計、その他会計を合わせて5,000万円超にも上り、その額の多さに驚いたところでもあります。自立して運営していけるだけの財政内容にも関わらず、まだ補助金交付を受けていることにも驚きました。地方公共団体においては、地方自治法第232条の2で、「普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる」とされ、補助金が補助金適正化法第3条第1項により「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない」とされています。

本村においても、これらの法令を根拠に「伊江村補助金等の交付に関する規則」及び規程・要綱を定めて交付されていることは了知しています。が本来、補助金とは字が示すように団体等が事務・事業執行において不足を補うために出す金銭であることを鑑みたときに、自立できうる財政状況にある団体にまで補助金を交付するのはいかがなものか。伊江島観光協会に対する補助金は廃止すべきものだと思うが、村当局の見解を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

虻江 修議員の「一般社団法人伊江島観光協会に対する補助金交付の廃止について」の御質問にお答えをいたします。

一般社団法人伊江島観光協会は、伊江村商工会観光部会から昭和61年12月に伊江村観光協会として発足し、伊江村の観光産業のけん引役として県内小学校への修学旅行誘致キャラバンや観光誘致キャラバン等の活動を通して、本村の認知と集客促進に取り組んでこられました。

また、平成19年5月には観光事業の一層の発展を図る目的で社団法人伊江島観光協会へ名称の変更、平成24年4月1日から公益法人制度改革により一般社団法人伊江島観光協会へと移行し、現在に至る変遷をたどっております。村としても観光振興を推進していく上で、観光地等の紹介や観光客誘致拡大の業務については、特に重要であることを鑑み、その業務を担う職員への人件費として昭和63年より観光協会へ補助金を交付しております。

議員御質問の自立できうる財政状況にある団体にまで補助金を交付するものはいかがなものかについては、村で行うべき観光案内や誘客に関する業務を観光協会へ担ってもらっていることへの補助金として、これまで交付しておりましたが、その業務の対価的性格を考慮すると補助金としてではなく、委託料としての取り扱いで今後、支出することを検討してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時49分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻江 修 議員

先ほど村長のほうから答弁書を読み上げていただきました。実際に私も伊江島のことを、いろんな形で勉強しなきゃという思いもありまして、可能な限り、自分が参加できるところ、そういったところにはお願いをして会員にさせてもらっています。これは商工会、今私が入ったのはその当時ですと観光協会と商工会なんですけれども、ただこの観光協会に関して基本的に自分が一般質問した内容というのは、税金の無駄遣い、これをやめてほしいというのがまず第1点なんです。それで自分のところに各課長のほうにもお願いをして、決算が確定している平成30年度までの負担金補助金、いわゆる18節ですね。資料は一応は全部もらっています。その中で1件1件、自分の中で今整理をしている段階なんですけど、特に伊江島観光協会に関しては、本来、定款の中にこれ順番でもこの間、改正があって追加項目があったんですけども、16の項目があります。定款の第4条の中にですね。追加して16、そのうちの(3)観光客の誘致、案内、あっせん、接客ということも、本来のこの観光協会の中でやるべき自分たちの仕事ということで、きっちりと定めているわけです。なのに村長の答弁だと人件費に当たる分だという話ですけど、これはやはり逆に私から見ればおかしい話で、本来定款の中にきちんとうたっている項目は、法人そのもので、観光協会が本来やらなければいけない仕事としてやっているわけなんで、それをちゃんとやらしてもらえばいいだけの話なんです。確かに観光協会、商工会から観光協会のほうに1回分かれて62年、それも自分も一応、確認はしています。昭和60年4月に第1回目の伊江島観光協会設立に関する関係者懇談会、それから始まって、最終的に61年12月、伊江村観光協会を設立。そのあと社団法人になって、今の一般社団法人に変更になったと。ただ組織の流れを見ても一応、村長の答弁ですと公益法人制度改革により一般社団法人、伊江島観光協会へ移行しという答弁もあるんですけども、ただ自分が調べた中だと、いわゆる公益法人制度改革に伴う改正といいますか。今まである意味、縛りがあった。許認可があって社団法人となったんですけども、その縛りを緩くして、民間のそういった団体を法人登記だけでできるように改正になったのは2006年なんです。にもかかわらず、わざわざ社団法人とか、許認可を受けるあれにしたのが、今後私の中では解せないです。だとしたら、この段階で法律は改正になっているので、最初から一般社団法人でできるのかなということもあります。ただ、今の伊江島観光協会の現状を見たときに、補助金を出すだけの、出すに値する団体なのかどうか。村長の答弁では、人件費としての補助金だといいますけど、私も1年間、一応在籍させてもらいました。ただ本来の新しい一般の観光客を迎え入れるための事業をやるのかといったらやらないし。

それから6月に理事が決まって、またすぐ何か月後には、また辞任届、また今回も辞任届が出されている。法人としての体をなしていないというふうに、私としては判断せざるを得ないんです。だからそういったところに公金を突っ込むのはどうなのかと。これがまず私の言いたいところです。

今の観光協会のあり方だと、言葉はきつくなるかもしれませんが、要は「余計な仕事を持ってくるな」と、「させるな」というような雰囲気しか、私は感じられないんです。本来の定款の中でうたっていることをやらずにしているのであれば、何のための法人なのか。だからそういったところには金は流してほしくない。無駄な税金の使い方はしてほしくないというのがまず、今回の一般質問をした理由です。実際に答弁の中で補助金という性格上、補助金じゃなく委託料として考えるということで答弁がありましたけれども、仮に委託料として出したとしても、ではその委託をした成果といいますか。それをどういった形で検証するんですか。私は1銭たりとも協会には金は投じてほしくない。これ今、言いましたけれども、「委託料としての取扱いで今後、支出することを検討してまいりたいと考えております」ということなんですけど、ではその仮に委託料としてやった場合に、どういった形で、その成果を検証するのか。担当課の課長でも構わないんですが、答弁願いますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

質問の要旨としまして、3点ほどあったと思いますが、その前に虻江議員がおっしゃるとおり、商工会からの部会から昭和61年に発足したということですから、当時は多分に補助金の性格も持っていたとっております。そういう中でだんだん伊江村の観光が推進していく中で、観光協会も会員も増えてきて、独自で運営するような感じで、今会員は3万円ですか。そういう会費と色々な事業と村からの補助金で民泊事業が要するに事業者として、そういう業務を取り扱わない前は、そういうことだったとっております。

1点目の話にしますと、ずっと申し上げているとおり、この観光の要するに社団法人伊江島観光協会の定款の第4条で、こういう業務をやると。これは観光協会独自としての業務を推進するという考え方だと私は思っています。これと附随して、うちらが100万円を投じて玄関口で、観光の名所、案内業務を担っていただいているということに対しての対価。これは先ほど来言っているように、これがうまくちゃんとやっていますか。やっていませんかということは、これはうちの商工観光課の中で、しっかりと今後検証していく必要はあるかと思いますが、観光インフォメーションを、観光協会が担わなければ、その分を商工観光課が担わないといけないわけです。ということは、税金の話ということは、商工観光課をやるとしても、私は100万円以上の経費がかかると見えています。だからここで投じているとおりの役場の商工観光課が担うべき分を、観光協会として担っていく。観光協会にしても独自の観光をピーアール、認知度向上、誘客に向けての事業独自でもやります。村がやるそういう観光のインフォメーション、あるいは観光案内業務も村の業務の案内を受けて100万円という中で、業務を担っている。その担っている業務がしっかりとできているか、できていないかという部分をしっかりと検証すべきだという部分は、これは確かに今後そういう部分でやっていかないと思っています。

2点目に、今の現状の伊江島観光協会の現状について話がありましたが、私は常に商工会と同じように村の観光の業務を、振興を担う公共的団体だという部分を認識の下に、観光協会としてもしっかり内部統制をして、そういう公共的団体にふさわしい団体としての行動、その辺の分をぜひやってほしいという部分は申し上げていますので、それなりにそういう一時期ありましたけれども、非常にいい方向にいつている。こういう団体だから、そういう補助金を出すべきではないという議論と、また本来、観光協会がやるべき観光の村がやるべき分の業務を担ってやっている分に対しての対価としてのお金、業務を出すという部分は、また違う論点だと思っております。そういうことで、例えばこの会社は相当景気がいいから、村の業務を委託するときに、必要なんじゃないかというような議論はやはり対価に対して、やった分に対しては、しっかりとした対価を払っていくというのが、業務の委託、受託の中での誠実な業務を執行していく責任と義務の中での、その辺の部分はしっかりあると思っております。私はこの観光協会にも、定款でしっかりと伊江村の観光を振興していくという業務がある。村もある。という部分であれば、もっと両方が機能的に100万円ではなくて、観光協会も100万円を出して、村も100万円を出して、200万円ぐらいの300万円の部分で、もっと伊江島の観光の振興に向けたインフォメーション、あるいは案内業務を利便性を高めて、伊江島に来た皆さんが、伊江島に来て、気持ちよく観光をしていい思い出をつくらせて帰れるような、その辺の部分を今後しっかりと観光協会と検討をして、そういう方向性で、観光インフォメーション、あるいは観光案内業務、その他の業務があるかと思いますが、その辺についての協議といえますか。その辺のことが必要だと思っております。そういうことで、観光協会の5,000万円の収益という部分は、これは観光協会が独自に収益事業をして積み上げたお金ですから、その部分を村がやるべき仕事だから、仕事について、皆さんはそういう財源がたくさんあるから、これを使いなさいという部分は、なかなか村としても言えないと私は思っておりますから、そういうことでより機能的に高度的に伊江村の観光を両方で内外にピーアールをして、多くの皆さんに伊江村を認

知してもらって、伊江村に多くの皆さんが来ていただけるようなそういう観光振興業務を、共にやっていくような方向性で今後、観光協会と協議をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

あと、窓口の業務、委託ですか。実際に本来村がやるべきことを向こうにやってもらっているから、それに見合う対価なんだと。仮に村単独でそれを持った場合に、それが200万円とか、300万円という金額になるより、まず100万円で収まるからいいんじゃないかという感じで私は捉えたんですけども。

直接商工観光課のほうにかなりの電話がいつているかと思うんです。それは年間でどれぐらいあります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島 袋 英 樹 君

うちの商工観光課におきましての、村の観光に行きたい。どういったのがあるかとか、宿泊先、飲食、日帰り、宿泊、いろんな形での相談的な意味合いでの問い合わせにつきましては、マラソン、ゆり祭り、そういうイベント関係を除いた形で、そういった内容での問い合わせにつきましては、月大体、概数ですけど、月10件掛ける12にしますから、約120件という形でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

本来なら村もホームページで、村の観光の場所とか全部、紹介しています。それなんか見ても全部柱にしたら、やはりこれぐらいなるんです。村のやつが。でも実際に観光協会はその半分、いろんなお店とか何とか入れても、ある意味商工観光課に電話が行くのではなくて、やるんだったらそこ、観光協会ですべて止まるようなシステムにしないと、私から言わせれば、何のための100万円かと。

観光協会の取組そのものはそうですけど、先ほど途中で話が、商工会のほうにも行きましたけれども、やはり本来なら自分たちが組合員なり会員である人たちのために使わなければいけない金をそのまま残してやっている。確かに村長が言われるように、「いや、向こうは向こうのお金だから、私らがどうこう言える筋合いのものではない」と言うかもしれません。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現状のままであれば、今後補助金、仮に形を変えた委託料として払うことに対しては、私は断固として反対します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

虻江議員の話を交通整理をしたいと思っておりますが、結局、観光協会が観光インフォメーションを担うような団体ではないということなのか。この観光インフォメーションの観光案内業務を観光協会にお金を村が出すということが好ましくないのか。両方も好ましくないということかも分かりませんが、私は決して100万円で経費が少なくなるから観光協会にその辺の部分を持って、させているという考え方は一切ありません。

村の観光事業の推進、観光の振興は、公共的団体である伊江島観光協会と村が連携をしながら、その他の観光事業者と協力をしながら、全体的に伊江島の観光を、産業を振興していく立場からいうと、当然観光協会がインフォメーション、あるいは伊江島の観光ピーアールを担ってほしいわけです。そういう中で100万円を出して、そういう業務を担っていただきたい。プラス観光協会は観光協会と独自の定款で業務として、さらにそういうことでできない独自の観光ピーアール、要するに東京都内にも行きますし、修学旅行、キャンペーンもしますし、民泊の学校訪問、あるいは旅行代理店にも訪問して、そういう部分をピーアールしていく。これが観光協会における独自のそういう定款の4条におけるそういう業務です。私らはあくまでも、伊江村に来た、あるいは来たいという人が伊江島の観光の状況を聞きたいという部分を、観光協会もやるし、当然うちの商工観光課もやらないといけません。観光協会に一任したから、うちはその辺をやらないということではなくて、両方でやっていくというのが、一番好ましい状況だと私は思っております。補助金という名称は、先ほど言ったように部会から発足して、多分、当初は補助金の意味合いが強かったと思っております。

そして、一般社団法人、その辺になるときに議論したこともあります。観光インフォメーションをどうしますかという部分で、当時は「村がやるんだったらいいですよ」という部分でしたけれども、「いや、一緒にやるべきでしょう」ということで、そういうことを担っていただいている分の経費もあります。そういう民泊事業における収益が多くて、ここに補助金を出すという分が、だめだというのであれば、これはちょっと議論が違うように私は思いますので。やはり伊江村の観光を振興していくときに、村と公共的団体である一般社団法人の伊江島観光協会、そしてその他の事業者と協力しながら、島の観光産業をさらに振興発展させていく取組をしていく中では、観光協会の役割は非常に高い重要性がある。今の現状は、村民から、あるいはほかから、何しているのという部分の話もありますから、そう言われないうちに、しっかりと公共団体的な伊江島観光協会になってほしいと常々、村からも申し上げているところでありますので、自助努力によって、そういう方向性に村民から評価される観光協会になっていただいて、村の観光インフォメーション、村の観光ピーアールを村とともに役割を果たしていけるような、そういう業務体制をしていきたいと思っております。まずは担当課と観光協会とこの観光インフォメーションを充実策について、しっかりと協議をさせたいと思っております。観光協会が「もう、いいです」と言うのであれば、その辺を今後の検討課題としたいと思っております。まずは事務レベルで話しさせたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

今、村長から話を賜りました。ただ1点だけ確認したい。というのは、村長は常々、自主自立という言葉政策方針なり、施策の方針でずっと言っていますよね。これは自分たち役場の中だけの言葉なんですか。それとも村民に対して、もしくはそういったいろんな団体に対しても自主自立ということ、私は訴えているものだと思っております。ですから、そういった意味で自主自立をやはりこういった観光協会も含めて、いろんな団体に求めていくべきではないですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

はい、おっしゃるとおりであります。私たち役場だけではなくて、当然議会も含めたそういう各団体、あるいは広くは村民、住民にもそういう感じでやらないと、小規模で離島で財政力、要するに依存財源が80%ある伊江村としては、常にそういう考え方で臨んでいきたいと申し上げているところであります。くしくも

今年度、第5次伊江村総合計画プラス第5次伊江村行政改革大綱もつくる予定でありますので、そういう中でしっかりとその辺もやりたいと思いますし、まずは自主自立の観点からいうと、一般社団法人、伊江島観光協会がこれだけの余力と要するに財源があるので、独自で村のその辺の対価としての今名称は補助金ですが、委託料でもそれがなくても、しっかり自分らでできますというのであれば、これ以上のことは私はありません。これが自主自立ですから、ただ村が担う部分をお願いしている部分の立場だから、こちらから皆さん、それだけ金もありますから「自分らでできませんか」というのは、なかなか公的には言えませんから、そういうことを先ほど言ったような中で、しっかりと議論をさせていきたいと思っております。一般質問も今、あった質問は、それは全ての皆様に自主自立をぜひお願いしたいということですと述べているところであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

今の村長の答弁で自主自立ということは、私は議会の人間も含め全ての村民に対して、そういう思いであると。だとしたら、逆に「何やっているの」と言いたくなるんですよ。例えば、全部役所におんぶにだっこみたいな感じで、まだ金額の場合はまず100万円ですからあれですけど、確かに昭和62年12月に立ち上げた当日は、人的なもの、いろんなものも含めて、補助金を出さなければ機能しなかったというのは十分、理解できます。ただやはり自分たちでそういった収益事業を探して、ここまでやったんだから、あとは「大丈夫ですよ」と、「自分たちがやりますよ」と村が持っていけないとだめなんです。

今まで少なくとも1年間だけ賛助会員としていろいろ見させてもらいましたけれども、実際に「島あっちい」やりましたよね。前の古堅会長の言葉の中で、その当時707人でしたか。その結果、村に対して1,400万円ぐらいの経済的効果があったというような形で、私も話を聞いています。終わったら、「今年はやらない」と。逆に「なんで」となるんです。

実際に私が先輩議員に、「虻江君、もっと離島のことを勉強しなければだめだよ」ということを言われたので、県庁の離島振興課に行きました。そのときに、向こうの班長から「島あっちい、延長します」と、伊江島のほうで600から700、想定が3,000人と予算を組んでいる。そのうちの600から700は、伊江島のほうで助けてもらっていますと。「今年はどうなるんですかね」と、会長はころころ変わるは、理事は頻繁に辞任届は出すは、私としては見ていて、これ本当に大丈夫なのと。法人の体をなしているのかと。そういったところに何で金を100万円も突っ込まないといけないの。

確かに村長が言うように、それとこれとは、また別だと言われれば、確かにそうかもしれませんけれども、ただ少なくとも常々、村長が言っている自主自立、そういったことを念頭に置いて行政指導をしながら、自分たちで収益はできるのであれば、そこでやってもらって、逆に向こうが「いや、自分でやっているんです」と、村のあれも「いりません」、ただ物は逆にいりますよというぐらいまで、やはり育てないと行政の役目を放棄しているのと同じです。その辺どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

できれば、そういう感じでやりたいと思っております。ただずっと、観光協会の私も理事もやりましたし、関わってきておりますが、そういう中では現状の民泊事業からの収益金が、現在の一般社団法人、観光協会の運営の中で少なからず、いろんな方面で影響していると部分の認識はあります。そういう中でうちら補助金という名目ですけども、100万円の業務対価としての考え方だと私は申し上げておりますが、今後そう

いう中でずっと言っているように、村観光協会と村とその他の観光事業者で相提携協力しながら、伊江島の観光産業を盛り上げていこうということでございますから、そういう方向性から観光協会が「それはいい」、自前でとりあえず収益金のある間は頑張りますという話も聞けるかも知りませんから、そういう話をやりたいと思っています。与那国の話をしますと、与那国は年間4万人しか観光客はいません。でも1,000万円の補助金を出しているわけです。内情は分かりませんよ。今言うように何かわかりませんが、職員も3人か4人いて、年間4万人の観光に来ていただいて、1,000万円の補助金を出している。それは他の町村とか、まだ調べてはおりませんが、直接与那国の町長から「伊江村は補助金を出していますか」と言うから、「いや、補助金を出していない」と、要するに業務の対価としての100万円を支出しているということで、私らもその辺の1,000万円というのは、ちょっと高額かということで与那国の中でも話になっているという話で聞きましたが、そういう部分で自立できる、団体、組織は自立できる方向性で今後やっていければと思っております。

そして自立、一生懸命、公的なその辺の業務をやりながら財政上、村の支援が必要なところは適切に支援をして、その団体の業務が円滑に効率的に展開できるような、そういう支援のあり方を第5次伊江村振興総合計画、そして行政改革大綱の中でも議論をしながら、最終的には村民にも行革の精神として広く知らしめていくような感じで、今後取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

私も今の伊江島の100万円という金額が果たして妥当なのかどうか。では他の市町村がどうやっているのかということで、北部12市町村全部回ったわけではないんですが、何か所か、何町村か回りました。当時、実際の額も聞いています。それでただ最終的な財産といいですか。残りの金額がどれぐらいになっているのかまではつかんではないんですが、あるところは直接、多分自分に見られたら困るということなんですよけれども、向こう書類を向こうにして、「これぐらです」と、やはりその町村に関しては100万円切っているんです。それでも補助している金額は、うちよりも確かに多いんです。特に大宜味村なんかの場合ですと、今回新しく道の駅できましたので、年間1,000万円、去年の途中から一般社団法人で向こうやっていますけど、そのときで750万円、今年は1,000万円という話は聞いています。ただ向こうの事務局長と話をしましたけれども、やはり考え方がいつまでも補助金に頼ることなく、いずれは自立をしていきたいという話を、私も聞いています。なんだかんだ言っても1時間ぐらい、その方と島の現状とか、そういったものを含めながら、大宜味村はこうだとか、ああだとか言いながら、そこで意見交換をしながら、いろんな話をさせてもらいました。多分、ほかの観光協会を回ってみると、今は確かに補助金だけど、いずれはとにかく自立をしてやっていきたいというところがほとんどでした。だから、いつまでも頼ることなく、できるようなそういう観光協会も含めて、ほかの団体に対しても自主独立、そういったものを村当局から強く言ってもらって、なるべく税金の無駄遣いといいですか。それがないように執行してもらいたいと。これを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時07分)

再開します。

(再開時刻14時08分)

これで3番 虻江 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時09分)

再開します。

(再開時刻14時20分)

先ほどの一般質問の中で、3番 虻江議員からの先ほどの発言部分を、一部取り消したいとの申し出があります。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって3番 虻江議員から申し出の発言部分の一部取り消しについての文言を、虻江議員、どうぞ。

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻江 修 議員

今回の一般質問に関して、「何ら対応していない」という部分での、観光協会での発言を私がしたのは、いわゆる一般質問を提出する前までに、自分の中で確認ができなかったので、今回一般質問をさせていただきました。ただ今、担当課長とかに話を伺えば、5月30日にやっているということを確認しましたので、その部分については、取り消しをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江議員から、申し出の発言部分の取り消しを許可することに決定しました。

日程第6 報告第4号 令和2年度伊江村人材育成会の業務報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

報告第4号 令和2年度伊江村人材育成会の業務報告について、報告をさせていただきます。

報告の理由といたしましては、5月25日に開催をしました伊江村人材育成会、理事会並びに評議員会において承認をされました令和元年度事業報告書及び令和2年度事業計画書について、伊江村人材育成会設置条例、第4条第2項の規定に基づき、これを議会に報告するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第4号は終わりました。

日程第7 報告第5号 令和元年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

報告第5号 令和元年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告をさせていただきます。

計算書をお開きください。令和元年度伊江村一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、説明をさせていただきます。

今回、繰り越しする事業は、6つの事業でございます。6款1項沖縄製糖業体制強化事業、翌年度繰越額が2億1,414万7,000円、同じく6款1項畜産総合施設整備事業、翌年度繰越額が5,858万6,000円、同じ6款1項で、団体営農地保全事業、翌年度繰越額が3,157万円、6款1項農業基盤整備促進事業（東江上第3地区）で、翌年度繰越額が3,018万3,000円。7款1項やんばるの歴史文化関連施設整備事業で150万円。10款5項改善センター耐震診断業務で583万円。6つの事業で全体金額が5億1,062万2,000円、そのうちの翌年度繰越額が3億4,181万6,000円でございます。財源内訳については、ここに表記のとおりでございます。

以上、6つの事業を翌年度、令和2年度に繰り越しして、事業を執行してまいりたいと考えております。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第5号は終わりました。

日程第8 議案第45号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第45号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

ここに掲げているとおり、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染の拡大が村民生活及び社会経済に広範な影響を及ぼしている状況に鑑み、感染症対策に資するため、私、副村長及び教育長の給与を減額する特例を定める必要があり、ここに提案をしているものであります。

減額の内容については、総務課長から説明をさせたいと思いますので、御審議方、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

第1条は、村長の給与の特例を定めております。村長の給料の月額を、令和2年7月1日から、令和2年9月30日までの3カ月間、給料月額の100分の20に相当する額を減じて得た額とするものでございます。村長の本則の給与月額「73万1,500円」から、給与の2割に当たる「14万6,300円」を減額し、特例減額後の給料月額を「58万5,200円」とするものでございます。

第2条は、副村長及び教育長の給与の特例を定めてございます。副村長及び教育長の給料月額を、令和2年7月1日から、令和2年9月30日までの3カ月間、給料月額から100分の10に相当する額を減じて得た額とするものでございます。副村長の本則の給与月額「59万2,800円」から、給与の1割に当たる「5万9,280円」を減額し、特例減額後の給料月額を「53万3,520円」とするものであります。

教育長につきましては、本則の給与月額「55万6,700円」から、給与の1割に当たる「5万5,670円」を減額し、特例減額後の給料月額を「50万1,030円」とするものでございます。

附則といたしまして、第1号で施行期日等について規定しており、この条例は令和2年7月1日から施行することとしてございます。

第2項は、この条例の失効について規定しており、令和2年9月30日限りで、その効力を失うこととしております。

以上で、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についての御説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第45号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第46号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例において、診療所長の特殊勤務手当には、時間外手当、夜間勤務手当、管理職手当を本特殊勤務手当に含むものであります。近年、救急患者対応や時間外勤務等が増大し、医師の業務が負担過重の現状にあるため、特殊勤務手当の改正を行いたく、本条例案を提案するものでございます。

ページ開けていただきまして、新旧対照表をお願いをいたします。

今回の改正は、第3条第2項中「60万円」を「75万円」に改める改正でございます。

なお、附則としまして、(施行期日)第1項 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(手当の内払)第2項 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の条例の規定による手当の内払いとする。というふうに考えて、提案するものでございます。

なお、4月1日に遡って、支給をしていくという内容でございます。

以上で、御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第46号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第47号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、本条例を改正する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、住民課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

それでは説明に入ります前に、資料の御準備をお願いしたいと思います。先にお配りしている伊江村税条例の一部を改正する条例、資料、住民課という資料がお手元にあるかと思えます。それと新旧対照表と併せて説明したいと思いますので、御準備のほうをよろしく申し上げます。

今回の改正について、説明いたします。今回の条例改正の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置であります。新旧対照表とお手元に配付した資料にて、御説明いたします。

まず新旧対照表1ページをお願いいたします。附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に、「第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「第61条若しくは第62条」を加える改正であります。この改正の内容につきましては、資料1と資料2になります。資料1を御確認ください。資料1の、法附則第61条関係につきましては、中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置であります。厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1、または0とする内容になっております。資料のページをめくっていただきまして、資料2を御確認ください。

法附則第62条関係につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充と延長であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋と構築物を追加するなどの拡充を図り、期間を2年間延長するというものであります。以上が、附則第10条の改正であります。

新旧対照表に戻りまして、中段の（軽自動車税環境性能割の非課税）について、改正を行います。環境性能割は、昨年度までの自動車取得税に代わるものであります。軽自動車税の環境性能割の非課税の期間延長について、附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改めます。内容につきましては、資料3を御確認ください。令和元年9月の税条例の改正におきまして、消費税の引き上げに伴う対応として、軽自動車税環境性能割の税率を1%分、臨時的に軽減する特例措置を行いました。このたびのコロナウイルスの影響を勘案し、この軽減措置を6月延長するものであります。

新旧対照表の1ページに戻りまして、下段にある附則第23条の次に、新規に第24条を加えます。この改正内容につきましては、資料4。最後のページを御確認ください。新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予制度の特例に係る手続についての改正であります。新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設けることとしております。この特例制度につきましては、既に地方税法の改正によって実施しており、村においても5月号の広報誌やホームページでお知らせをしているところであります。今回の改正につきましては、この資料の4の下段に記載しております徴収猶予の事務手続において、猶予の取消しなどの要件やその他の事務手続について、村の条例に準用させるという規定を

加えております。

新旧対照表に戻っていただきまして2ページをお願いいたします。第54条第2項中、「登記がされている」を「登録がされている」に改めます。去る5月12日の臨時会で専決処分承認をいただきました伊江村税条例等の一部を改正する条例において、改正内容に誤りがあったため、文言の整備をするものであります。

なお、本改正条例の附則として、公布の日から施行するといたします。

以上で、議案第47号の改正内容についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第47号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号 伊江村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 伊江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第48号 伊江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法が一部改正され、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、本条例が文言整理がされていないため、本日文言整理が必要なことで、本条例案を提案するものでございます。

なお、本条例案はほとんどが全てが文言整理ですので、福祉課長から大まかな説明になりますが、説明をさせて、御審議のほどお願いをしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城 米 広 君

それでは説明いたします。本条例は、副村長からもありましたとおり、基本的に文言の改正となっております。条例全体にまたがりまして、改正される文言は、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるというものでございます。以後「・」の読み上げは省略させていただきます。

文言を改める場合は、文節単位となっておりますので改め、前の文節で支給認定の語尾のほうに「保護者」であったり、「子ども」であったり、「の有無」、「の有効期間」などを含めた形が一つの文節となっております。よってそれぞれ、改正後の文言は、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定子ども」「教育・保育給付認定の有無」、「教育・保育給付認定の有効期間」に改めるという内容になっております。第15条と第37条以外は、今説明いたしました文言に改めるというものでございます。

新旧対照表で確認しますと、新旧対照表を御覧ください。1ページ目の第2条から5ページの第14条、そして6ページの第16条から、10ページの第36条、そして11ページの39条から15ページの第52条、そして附則第3条となります。また、第15条と第37条の改め内容につきましては、条文の中で他の例規をうたう場合、題名の次に括弧書きで「制定年」「制定権者」「制定番号」を表記しますが、それが漏れていたことによる改めと、題名に字句が漏れていたことによる改めとなります。第15条と第37条は改め文を読み上げまして、説明とさせていただきます。

改め文を御覧ください。ページが打たれておりませんが、1ページ目の下から7行目になります。第15条第1項第1号中「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の次に「(平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号)」を加え、同項第3号中「幼稚園教育要領」の次に「(平成29年文部科学省告示第26号)」を加え、同項第4号中「指針及び」の次に「沖縄県」を、「条例」の次に「(平成24年沖縄県条例第85号)」を加える。

次のページを御覧ください。中間あたりの上から16行目となります。第37条第1項中「伊江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「(平成27年伊江村税条例第3号)」を加える。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。とします。以上、説明といたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第48号 伊江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号 伊江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第49号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事（R2）その1の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第49号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事（R2）その1の請負契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、5,885万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が535万円）。

契約の相手方、有限会社 真組 伊江村字川平396番地、代表取締役 浦崎直幸と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の工事箇所につきましては、皆さんに配付をしております全体計画平面図の中で、赤く図示されたところが、今年度の施工箇所予定でございます。その後、また工事の発注も予定をされておりますが、今回のこの契約議決の対象箇所は8号水兼農道L=292メートル、グスク溜池の南側、そこの水兼農道の工

事が契約の対象となっております。

以上で提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第49号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事（R2）その1の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事（R2）その1の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第50号 伊江村堆肥センターホイールローダ購入の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第50号 伊江村堆肥センターホイールローダ購入の契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

今回の提案は、地方自治法第96条第1項の規定による提案でございます。

契約金額が、1,062万6,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が96万6,000円）。

契約の相手方、福岡県福岡市東区箱崎4-14-34 コマツカスタマーサポート株式会社九州沖縄カンパニー、社長 齋藤和志と契約をしていきたいと考えております。

今回の購入の事業内容につきましては、現在、堆肥センターで使用しておりますバケット容量0.6号と0.9の2台ございますが、その2台が老朽化によりまして、それに代わるバケット容量が0.93立方のホイールローダ2台を購入する事業内容でございます。これによりまして、堆肥製造の効率化に資するものと思っております。以上で、提案理由とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第50号 伊江村堆肥センターホイールローダ購入の契約について、採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号 伊江村堆肥センターホイールローダ購入の契約について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻14時56分)